

「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく

熊野川の取組方針（改定案）

令和 4 年 3 月 25 日

熊野川減災協議会

田辺市・新宮市・北山村・熊野市・紀宝町・和歌山県・三重県
和歌山地方気象台・津地方気象台・国土交通省近畿地方整備局

目 次

1.	はじめに	1
2.	本協議会の構成員	4
3.	治水事業の沿革と平成 23 年 9 月台風 12 号で得られた教訓	5
3.1	治水事業の沿革	5
3.2	平成 23 年 9 月台風 12 号（紀伊半島大水害）の教訓	6
4.	現在の取組状況	7
4.1	当初から現在（R2 年度末）までの取組状況の総括	7
4.2	目標達成に向けた 5 本柱の取組とその評価	8
5.	減災のための目標	15
6.	概ね 5 年で実施する取組	17
7.	フォローアップ	28

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

熊野川下流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の新宮市、紀宝町、和歌山県、三重県、和歌山地方气象台、津地方气象台、近畿地方整備局で構成される「熊野川下流部減災対策協議会」を平成 28 年 6 月 13 日に設立した。さらに、平成 29 年 5 月に水防法の改定により、和歌山県・三重県管理河川が対象河川に加えられることとなった。これを受け、これまでの協議会の名称を「熊野川下流部減災対策協議会」から「熊野川減災対策協議会」に変更すると共に、平成 29 年 7 月に、図 1 に示す熊野川指定区間、水位周知河川他を加えて検討するために、参加機関として、和歌山県田辺市、北山村及び三重県熊野市が参加し、和歌山県、三重県が事務局に新たに加わることとなった。

熊野川沿川は、国道 168 号、国道 169 号、国道 425 号、国道 311 号が走り、河口付近には国道 42 号及び JR 紀勢本線が渡河するなど交通の要衝となっている。また、流域の歴史は古く、大峯山や熊野三山等にみられる宗教文化の中心地としても広く知られ、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されているなど紀南地方の社会、経済、文化の基盤をなしている。流域内は吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園に指定されるなど、豊かな自然に恵まれ、全国屈指の多雨量流域であることから、古くからその豊富な水量を利用した水力発電が行われてきた。

熊野川流域は台風常襲地帯であり、過去にも大きな災害を経験しているが、近年では平成 23 年 9 月の台風 12 号により、計画を上回るような大規模な洪水に見舞われ、熊野川流域で甚大な洪水・土砂災害が発生した。本協議会では平成 28 年度に、計画規模を上回る洪水被害が発生しうるという視点に立ち、過去の災害の教訓から課題を抽出し、「命を守る・被害を軽減する・早期復旧する」を主眼においた取組方針を策定することとし、概ね 5 か年の防災・減災対策の目標を『計画規模を上回る洪水による被災経験を踏まえて、いかなる洪水に対しても一人一人が命を守る行動をとり、発生しうる被害を最小限に食い止めることとし、社会経済活動の

早期回復を可能とする防災・減災社会を作る』と定めた。

この目標に対して、これまでに本協議会を構成する各機関が既に着手している防災・減災対策も踏まえ、以下の方針に基づく具体的な取組項目を設定し、取組を推進してきた。

- ・ ハード対策では、洪水を河川内で安全に流す対策として河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ ソフト対策では、住民・協議会構成機関が、「水防災意識社会の再構築」に向け、継続的な取組に加えて、新たな防災・減災対策を実施する。なお、主体となる機関だけではなく、関係機関の相互支援を前提とする。

以下、近年の水防災に関する動向、改定の背景を追加

その後、熊野川においては、平成 29 年 10 月台風 21 号により、記録的な降雨の発生や熊野川本川合流地点のピーク水位と市田川のピーク水位との同時発生、内水域による排水能力不足等の要因により、甚大な浸水被害が発生した。これを踏まえて、国土交通省、気象庁、和歌山県、新宮市は平成 31 年 3 月に『市田川流域大規模浸水対策計画』を策定し、各機関が連携してハード・ソフト対策を段階的に推進している。

また、全国的には、平成 30 年 7 月豪雨等の発生を受けて、平成 31 年 1 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改定し、複合的な災害への対策強化の観点から防災・減災に資する取組の拡充が示された。これを受け、熊野川減災協議会では、拡充された取組に対して熊野川の流域特性、地域特性、施策の適用の可能性等を踏まえて、令和元年 9 月に取組方針が改定された。

さらに、令和 3 年 3 月には「新宮川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制や住まい方の工夫、流域の貯留機能の向上等を合わせた流域全体での水災害を軽減させるための治水対策「流域治水」を推進している。

こうした中、熊野川減災協議会では、平成 28 年～令和 2 年度までの 5 年間における各機関のハード・ソフト対策の推進により、着実に防災・減災社会の基盤が構築されてきた。一方で、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害や感染症リスク等の社会情勢の変化に、的確かつ柔軟に対応していくためには、更なる基盤強化を図りつつ、新たな知見を踏まえて、これまでの取組を応用、発展させ、取組の拡充を図ることで、防災・減災が主流となる社会の実現を加速させることが重要である。

このため、令和 2 年度までに実施してきたハード・ソフト対策の成果や残された課題を整理・分析した上で、新しい技術や知見を踏まえて、令和 3 年度より概ね 5 箇年を目途とする新たな取組方針に改定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直す。また、実施した取組について訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成した。

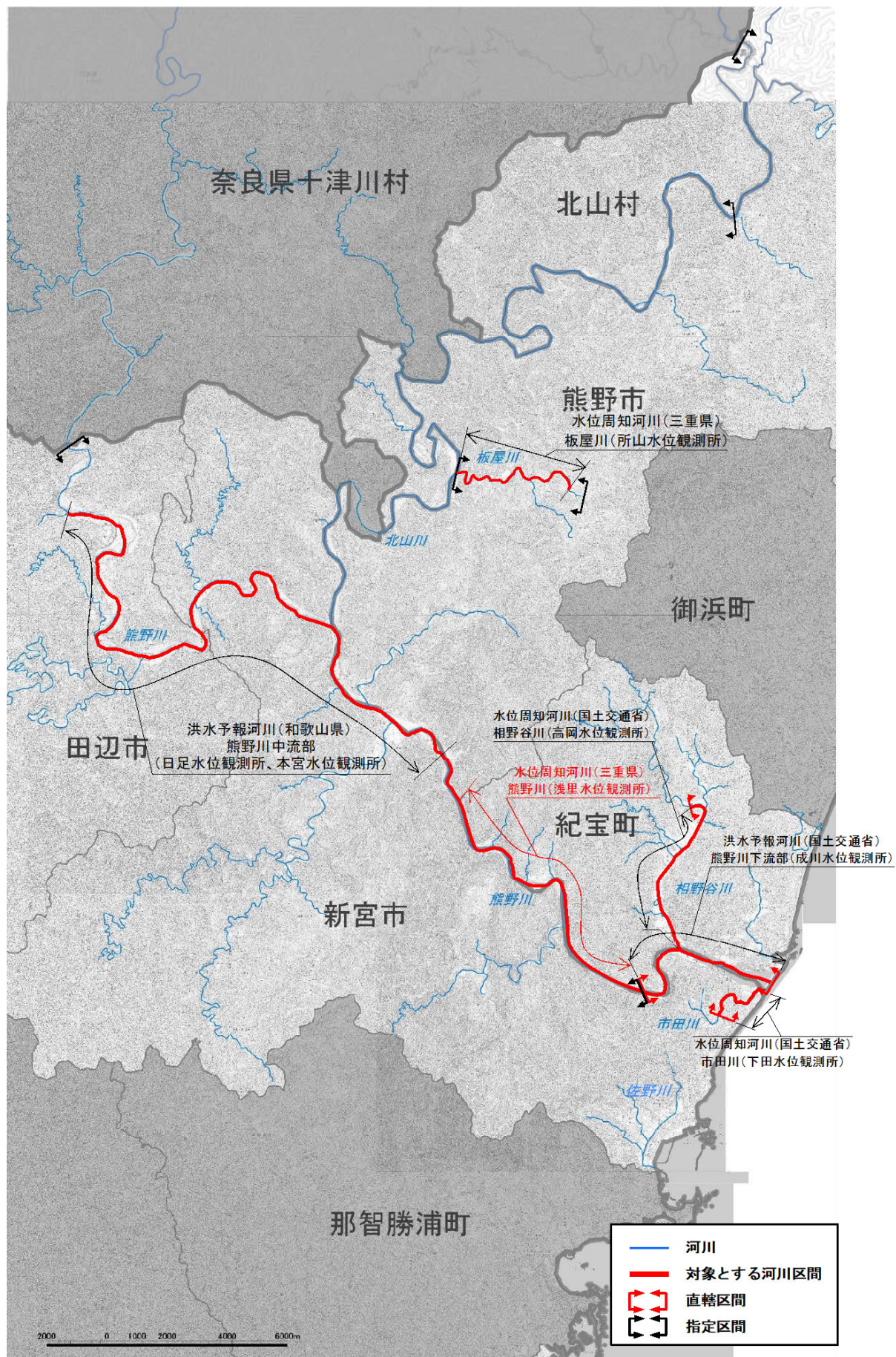


図1 協議会で対象とする河川区間

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバー及びオブザーバは、以下のとおりである。

＜本協議会の参加機関及び構成メンバー＞

参加機関	構成メンバー
田辺市	市長
新宮市	市長
北山村	村長
熊野市	市長
紀宝町	町長
和歌山県	県土整備部長
三重県	県土整備部長
気象庁	和歌山地方気象台長 津地方気象台長
近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長

以下、オブザーバを追加

＜本協議会のオブザーバ＞

機関	メンバー
電源開発株式会社	西日本支店長
関西電力株式会社	再生可能エネルギー事業本部 吉野水力センター所長
西日本旅客鉄道株式会社	和歌山支社 安全推進室長

3. 治水事業の沿革と平成 23 年 9 月台風 12 号で得られた教訓

3.1 治水事業の沿革

熊野川（水系名：新宮川、河川名：熊野川）は、その源を奈良県吉野郡天川村の山上ヶ岳（標高 1,719m）に発し、大小の支川を合わせながら十津川溪谷を南流し、和歌山県新宮市と三重県熊野市の境界で大台ヶ原を水源とする北山川を合わせ熊野灘に注ぐ、幹川流路延長 183km、流域面積 2,360 km² の一級河川である。

熊野川流域では明治 22 年 8 月台風（十津川大水害）、昭和 34 年 9 月伊勢湾台風、昭和 57 年 8 月台風 10 号、平成 9 年 7 月台風 9 号、平成 23 年 9 月台風 12 号（紀伊半島大水害）及び平成 29 年台風 21 号による主要洪水があげられる。

これらによる洪水被害は治水事業の契機となり、昭和 34 年 9 月伊勢湾台風では築堤や堤防拡幅等の河川改修、昭和 57 年 8 月台風 10 号では内水被害が発生し市田川水門・排水機場の整備、また、平成 9 年 7 月台風 9 号では相野谷川が被災し水防災対策特定河川事業に着手した。

以下、治水事業の沿革を、近年の動向も含めて補強

特に、平成 23 年 9 月台風 12 号による紀伊半島大水害では、熊野川本川及び支川相野谷川の氾濫により 426ha、3,322 戸が浸水し、相賀地点の最高水位が 19.60m を記録する既往最大の洪水となった。これを契機に、平成 23 年から河川激甚災害対策特別緊急事業に着手し河道掘削や堤防かさ上げ等を、平成 29 年からは緊急対策特定区間に指定し河道掘削等を実施することで、平成 23 年 9 月洪水に相当する流量でも堤防から越水を防止するための再度災害防止対策を実施した。

平成 24 年 7 月には河川管理者、ダム管理者、市町村等といった流域の関係者間で緊密な連携を図り、治水対策を推進することを目的とした「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設立し、上下流一貫したハード対策及びソフト対策を実施するための協議を継続している。

令和 2 年 5 月には新宮川水系の河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「新宮川水系治水協定」締結し、さらに、令和 3 年 9 月には「新宮川水系ダム洪水調節機能協議会」を設置し、水系内の全ての利水ダムにおいて、事前放流を推進している。

また、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、令和 3 年 3 月に「新宮川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加えあらゆる関係者が協働する流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進している。

新宮川水系では平成 20 年に河川整備基本方針を策定したが、平成 23 年の紀伊半島大水害で既定計画の目標を上回る洪水流量を記録したことから、令和 3 年 10 月に全国で初めて、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮した新宮川水系河川整備基本方針に変更した。

その後策定する河川整備計画では、上下流バランスや沿川の土地利用も考慮し、干潟や礫河原等の河川環境の保全や景観への配慮、掘削発生土を有効活用する仕組み等を考慮し、国管理区間では基準地点相賀において 22,000m³/s の流量を安全に流下させるため、堤防整備、河道掘削等を進める。

3.2 平成 23 年 9 月台風 12 号（紀伊半島大水害）の教訓

平成 23 年当時の計画規模（19,000m³/s）を上回る洪水（24,000m³/s）が生じた平成 23 年 9 月台風 12 号紀伊半島大水害の主な教訓は、以下のとおりである。

以下、紀伊半島大水害の教訓の見直し

『迅速かつ的確な初動体制の確立』

本洪水では、台風第 12 号が襲来するまでの時間的余裕を活かすことができず、行政の組織内や外部機関との情報共有や連携不足、洪水規模に対する実働人員の不足が顕在化した。

こうした大規模水害において、初動期の対応は人的被害を最小限に抑止する上で重要であり、河川管理者、行政機関、災害対応に関連する機関と平時から連携を密にし、実践的な訓練等を行いながら、迅速かつ的確な対応がとれる体制や情報共有内容等を確立しておくことが必要である。

『情報伝達体制の強化』

広域のかつ同時多発的に各地で浸水被害や土砂災害が発生し、通信手段の途絶や孤立地区の発生が生じ、現場の混乱等と相まって情報収集・伝達に停滞が見られた。加えて、多くの観測機器や通信機器の浸水・流出により、時々刻々と変化する河川情報・被害情報の把握に時間を要し、災害対応に遅れが生じるなど情報収集・伝達体制に課題があった。

このため、気象情報・河川情報・被害情報の情報収集・伝達体制の充実を図るとともに、各種情報を広範にかつ効率的に受け手に発信することや孤立地域に継続的に情報を発信できるように ICT 技術の活用や情報伝達手段の多重化等を図っていくことが必要である。

『適切な避難体制の確立と地域の防災力・減災力強化』

過去に経験のない洪水の発生は多大な人的被害を生じさせた一方、早くから自主避難を呼びかけた地域や早期避難が定着している地域では、人的被害を免れた地域も多く、適切な避難行動が人命を守ることに直結することが示唆された。

このため、地域や学校における防災教育や啓発活動、防災人材の育成、知識や経験等の次世代への継承など、「自助」・「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化を促進するとともに、地域の実情に即した避難判断への見直しや防災行動計画の普及・浸透、これを活用した実践的な避難訓練の実施、要配慮者に配慮した避難体制の確立など地域の防災・減災力強化に資する取組の推進が必要である。

『被災地域の早期の復興』

本洪水では、排水機場が水没し、相野谷川の水位を低下させることが出来ずに長時間浸水した。また、災害復旧・復興時に、大量の災害ゴミが発生し、処分に時間と多額の費用を要するとともに、仮設住宅の確保やその建設地の選定が困難となることが分かった。

このため、洪水時の排水機能の維持や効果的な排水方法の検討に加えて、災害廃棄物の処理方法や被災後の被災者支援方法について事前に検討しておくことが必要である。

【教訓の作成に当たって参考とした資料】

- 1) 紀伊半島大水害～平成 23 年台風第 12 号による災害の記録～：三重県
- 2) 平成 23 年台風第 12 号に関する現地ヒアリング調査概要：内閣府防災担当
- 3) 紀伊半島大水害からの復旧・復興～和歌山県復旧・復興アクションプログラム～：和歌山県

4. 現在の取組状況

以下、これまでの取組状況の
総括を追加

4.1 当初から現在（R2 年度末）までの取組状況の総括

熊野川流域では、平成 23 年 9 月台風 12 号による浸水被害における、避難勧告等の発令基準、防災組織の協力・連携体制、水防資機材の確認状況、水防活動の事前準備など、これまでの水害対策を踏まえて、避難判断基準の策定、住民を主体とした防災教育や防災意識の向上のための啓発活動、避難訓練、水防訓練、情報伝達訓練、河川整備、排水施設の整備といった、自助・共助・公助の視点に立った様々な取組が実施されている。

熊野川減災協議会での取組方針策定当初から 5 年が経過した令和 2 年度末時点において、取組方針の 5 本柱における達成状況を示す。また、次頁以降に、柱ごとに”達成事項”や”残された課題”を示す。

【取組方針の達成度】

- 当初掲げていた 5 本柱は、着実に達成・定着できており、減災に関わる基盤整備が充実してきた状況にある。
- 一部で未達の取組が残されているため、今後も引き続き、取組の継続を図ること、取組が完了・定着した項目では、更に応用・発展させ、取組を拡充していくことが必要である。

表 各柱における取組の達成度

柱		達成度
柱①	迫りくる危機を把握し、事前に回避するための避難行動、自主防災意識の向上	83%
柱②	的確な状況把握とそれに応じた効果的な水防活動の実施	74%
柱③	洪水を安全に流下させる河道と被害を最小限に食い止める粘り強い堤防の整備	100%
柱④	被害発生を防ぎ、一刻も早く浸水を解消させるための排水施設の運用	94%
柱⑤	被災後の迅速な復旧・復興の実現	50%

※達成度の算定方法：

＝（取組対象機関の内、取組を実施した・実施中の機関数）／（取組対象機関数）

4.2 目標達成に向けた5本柱の取組とその評価

目標達成に向けた5本柱について、これまでの達成事項や得られた成果、残された課題を整理して示す。

以下、5本柱ごとの取組状況の評価を追加

①迫りくる危機を把握し、事前に回避するための避難行動、自主防災組織の向上

(1) 達成事項・得られた成果

住民の事前の避難行動を促すために必要な、河川管理者・行政間での洪水情報の伝達体制が完備し、タイムライン等に基づく関係機関での情報交換が定着した。また、避難行動を支援する基礎情報となる浸水想定区域図の公表・周知が完了し、避難場所・避難路の整備等も進展した。さらに、平時からの定期的な避難訓練・防災教育等の実施が定着し、防災意識の向上を図るなど、安全な住民避難施策に必要な基盤整備が83%※達成できた状況にある。

A) 洪水情報伝達の完備、タイムライン運用が一部定着

▼台風接近時の備えとして新宮市・紀宝町・気象台・近畿地整によるテレビ会議での情報交換(図-1) ▼熊野川、市田川、相野谷川、板屋川でのホットラインの構築 ▼情報発信の多重化(twitter、LINE など) や防災ナビアプリの普及啓発、洪水緊急速報メールの配信

B) 浸水想定区域図完備、住民等への説明会等の周知が完了

▼国・県にて想定最大規模の洪水浸水想定区域図が公表

C) 地区単位での避難訓練やワークショップの実施が定着

▼地区ごとの防災訓練や避難訓練、ワークショップ等を定期的実施

D) 避難場所・避難路の整備、経路の安全対策が完了

▼鮎田地区・高岡地区等での高台整備(図-2) ▼避難路看板・標識等の設置



図-1 台風期前の情報交換 (R2 年)



図-2 鮎田地区での高台整備 (〇年)

(2) 残された課題

洪水情報の伝達体制等は、安全な住民避難の実践に繋がるように検証・改善を繰り返しながら実効性の確保を図っていくことが必要である。また、住民の防災行動レベルは認識・意識から行動・実践に移行できるように、平時からの取組の更なる充実・推進を図っていくこと、地区タイムライン等を活用した効率的な避難の実践を流域全体へ展開していくことも必要である。

※達成度の算定方法：＝（取組対象の機関の内、取組を実施した・実施中の機関数）／（取組対象の機関数）

A) タイムラインの検証・改善、想定最大外力に対する避難対応が未達

▼タイムラインに基づく出水対応の検証・改善により、実効性の向上が必要 ▼想定最大洪水を対象に、関係機関での連携した避難対応の検討が必要

B) 活用されるHMへの改善、出前講座・学校教育の更なる充実と推進

▼活用しやすいHM〔WEB版ハザードマップ等（図-3）〕への改善 ▼出前講座・防災訓練
等での活用による普及・浸透が必要

C) 地区タイムライン等を活用した効率的な避難の展開、共助に関する取組強化が未達

▼地区タイムライン（図-4）等の活用による効率的な避難行動の流域全体への普及・実践が必要

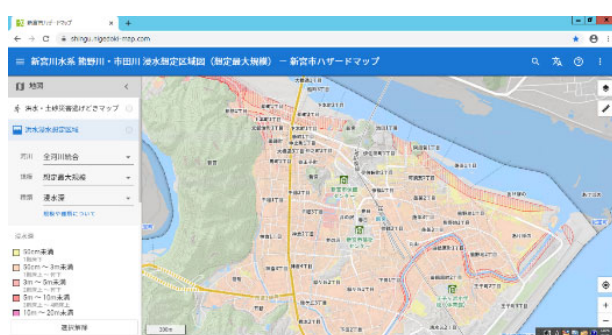


図-3 新宮市 WEB ハザードマップ (R2)

[illegible]

図-4 紀宝町地区タイムライン (R3.3)

(3) 取組項目とその達成度※

小項目	取組項目内容	達成度
①情報伝達、避難計画等に関する事項	1 タイムラインの検証、三重県版タイムラインの検証、各機関のタイムラインの共有	75%
	2 洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの構築	71%
	3 訓練等による上記の検証と改善	43%
	4 洪水予報河川、水位周知河川にかかる検討及び水位設定の調整	100%
	5 洪水警報、危険水位等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	100%
	6 想定最大外力による大規模氾濫の場合の広域的な避難対策の検証	20%
	7 洪水予報文の改善	100%
②平時から住民等への周知・教育・訓練	8 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	100%
	9 想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップの策定・周知	67%
	10 分かり易く、利活用されるハザードマップの作成、周知に向けた検討	50%
	11 首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施	100%
	12 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまちごとハザードマップや避難誘導表示板などの整備	100%
	13 自治会単位での啓発活動の実施、避難対策ワークショップの実施、防災（水防）訓練の実施	71%
	14 出前講座等の実施	57%
	15 「和歌山県防災教育指導の手引き」の更新	100%
	16 小中学校における水災害教育の実施	71%
	17 防災意識の醸成を図るための町民防災会議の実施	100%
	18 要配慮者利用施設における避難計画作成及び避難訓練実施の促進	80%
	19 要配慮者利用施設管理者等へ説明会等の実施	100%
	20 要配慮者利用施設の地域防災計画への記載	100%
	21 要配慮者利用施設への通知と計画の確認	100%
	22 効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	100%
	23 地区単位で効率的な避難を推進	50%
	24 老人福祉施設との福祉避難所の協定締結	100%
	25 共助に関する取組事例の共有、取組強化	60%
	26 不動産関連業者に対し、水害リスクに関する説明会を実施	100%
③円滑かつ迅速な避難に資する施設整備	27 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備（ソフトインフラ）	100%
	28 避難路の整備	100%
	29 土砂災害の危険性、緊急性の高い箇所に対する避難路・避難場所の安全対策の強化	100%

※達成度の算定方法：＝（取組対象の機関の内、取組を実施した・実施中の機関数）／（取組対象の機関数）

②的確な状況把握とそれに応じた効果的な水防活動の実施

(1) 達成事項・得られた成果

水防に資する観測機器やシステム等の整備が完了し、情報提供も多重化が図られるなど、効果的な水防活動を支援するための設備が充実した。また、消防団との連携体制の構築や水防資機材の配備・補充が定着するなど、効果的な水防活動の実施に必要な基盤整備が 74%※達成できた状況にある。

A) 水防に資する観測機器・システムの整備が完了、情報提供の多重化

▼水位計・雨量計・河川監視用カメラ整備の完了(図-5) ▼防災ナビアプリの開発が完了 ▼メールによる河川水位情報等の配信の定着 ▼紀宝町タイムラインシステムの開発が完了(図-6)

B) 消防団等への連絡体制の再確認・伝達訓練の定着

▼消防団との連絡体制の確立や情報伝達演習の定着 ▼出水期前の水防資機材の確認・必要に応じた補充が定着



図-5 河川監視カメラの設置

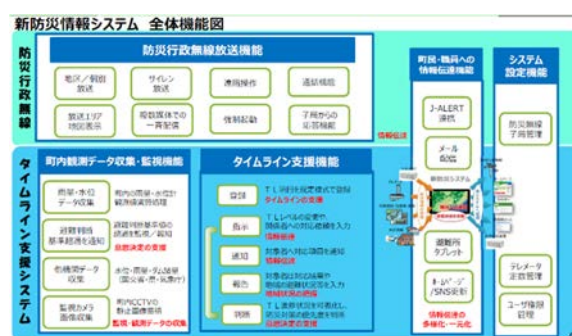


図-6 紀宝町タイムライン
情報共有システム

(2) 残された課題

より効果的な水防活動の実践に繋げる上で、関係機関や地域(消防団・住民)とより連携した水防活動への備えを図っていくことが必要である。また、充実した情報提供の一元的な管理や防災上の重要拠点での自衛水防の向上も必要である。

A) 関係機関・地域と連携した水防活動への備えが未達

▼消防団や地域との重要水防箇所・水防資機材等の共同点検や実働水防訓練等の実施による連携強化が必要 ▼水防協力団体の募集・指定の促進が必要

B) ICT等を活用した情報提供が一部の地域で定着

▼緊急速報メール等のICTを活用した情報提供を流域全体へ拡大していくことが必要 ▼各管理者の情報を一元的に共有できる仕組みづくりが必要

※達成度の算定方法：＝（取組対象の機関の内、取組を実施した・実施中の機関数）／（取組対象の機関数）

C) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進が未達

▼庁舎や災害拠点病院に関する情報共有、大規模氾濫時の機能維持や影響を受ける場合の対策の実施が未達

(3) 取組項目とその達成度

小項目	取組項目内容	達成度
①水防活動の効率化及び水防体制の強化	30 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	75%
	31 消防団や地域住民が参加した重要水防箇所及び水防資材の共同点検の実施	43%
	32 重要危険箇所の水位を観測するための水位計、雨量計の設置、河川監視用カメラの整備（熊野川、北山川、相野谷川）	100%
	33 防災無線のデジタル化	100%
	34 緊急速報メール、IGTを活用した情報提供	63%
	35 防災ポータルアプリの開発	100%
	36 プッシュ型の洪水予報等の情報発信	33%
	37 タイムラインのシステムの構築	100%
	38 太陽光発電及び蓄電池の整備	100%
	39 避難所へのWi-Fi環境の整備	100%
	40 ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	100%
	41 防災わかやまメールで河川水位情報等の配信	100%
	42 防災みえメールで河川水位情報等の配信	100%
	43 洪水警報、危険水位等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	100%
	44 必要な水防資機材の配備	75%
	45 関係機関が連携した実働水防訓練の実施	43%
	46 消防団等の避難場所の確保	33%
	47 各管理者の情報を一括して配信できる仕組みの必要性の確認と構築	11%
	48 大規模氾濫に対する水防関係者間での連携、協力に関する検討（TV会議等により実施）	100%
	49 河道掘削や排水機場等の事業効果周知	100%
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進	50 水防協力団体の募集・指定を促進	33%
	51 水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	83%
	52 庁舎、災害拠点病院等に関する情報の共有	20%
	53 大規模氾濫時の庁舎等の機能維持及び重要資機材への影響の確認と有効な対策の実施	67%

③洪水を安全に流下させる河道と被害を最小限に食い止める粘り強い堤防の整備

(1) 達成事項・得られた成果

熊野川直轄区間・指定区間の流下能力向上に資するための段階的な河道掘削や相野谷川沿いの輪中堤整備が完了し、市田川沿川の排水施設の新設・増強も着実に進んでいる。また、粘り強い堤防整備等の危機管理型ハード対策、砂防堰堤等の施設整備も着実に進むなど、段階的に進めていくハード対策を100%※達成できた状況にある。

A) 河道掘削、輪中堤、排水ポンプの段階整備が完了

▼熊野川直轄区間・指定区間での段階的な河道掘削が完了（図-7） ▼相野谷川沿いの輪中堤整備が完了（図-8） ▼市田川沿川の段階的な排水ポンプ整備・機能増強が完了

B) 危機管理型ハード対策が完了、砂防施設整備が継続

▼堤防天端保護、裏法の強化等が完了（図-9） ▼砂防堰堤等の施設整備を実施

※達成度の算定方法：＝（取組対象の機関の内、取組を実施した・実施中の機関数）／（取組対象の機関数）

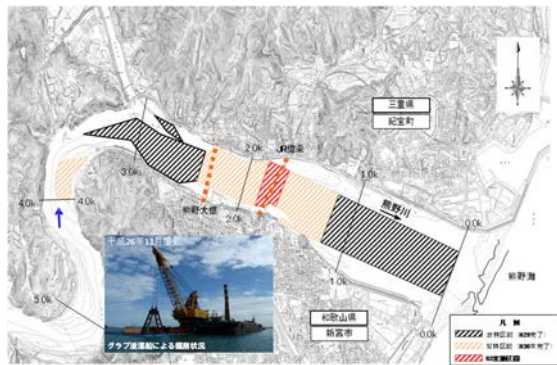


図-7 熊野川直轄区間での河道掘削

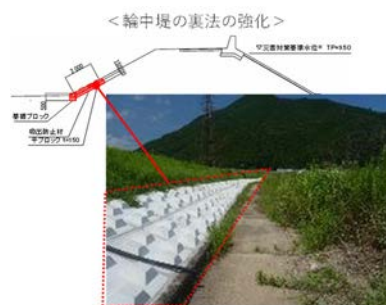


図-9 裏法の強化の実施



図-8 相野谷川沿いの輪中堤整備

(2) 残された課題

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、次の段階目標を目指した更なる河道掘削や堤防整備・強化等の対策が必要である。また、市田川流域大規模浸水対策計画の長期計画への移行や、流域全体で協働したハード対策の推進も必要である。

A) 次の段階目標を目指したハード対策の継続

▼河川整備計画に基づく河道掘削、堤防整備、堤防強化等の継続・推進が必要 ▼市田川流域大規模浸水対策の整備内容を含む内水対策の継続・推進が必要

B) 流域全体で協働したハード対策の実施

▼治水協定に基づく利水ダム事前放流の効率的な運用が必要 (図-10) ▼流域内での雨水貯留浸透施設整備等による貯留機能の向上 (図-11) が必要

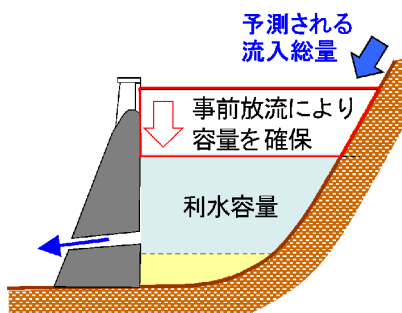


図-10 事前放流イメージ

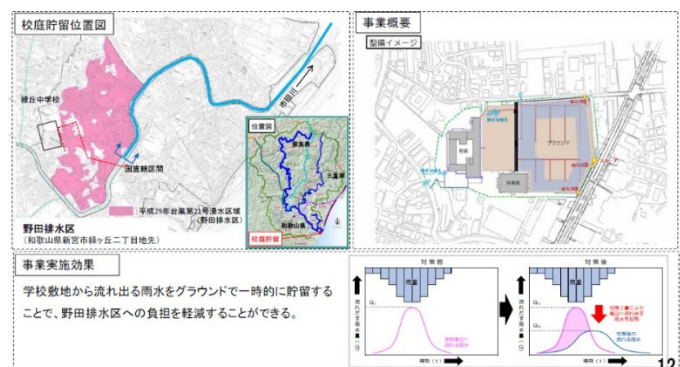


図-11 校庭貯留の実施事例 (緑丘中学校: R3 年)

(3) 取組項目とその達成度

小項目	取組項目内容	達成度
(1) 洪水を河川内で安全に流す対策	1 河道掘削、護岸整備（熊野川、佐野川） （今後概ね5年間で整備する区間） 特に被害が生じる恐れのある区間において、河道掘削を実施	100%
(2) 危機管理型ハード対策	2 天端の保護（今後概ね5年間で整備する区間【近畿地方整備局設定】） 裏法尻の補強（今後概ね5年間で整備する区間【近畿地方整備局設定】）	100%
(3) 流木や土砂の影響、洪水氾濫への対策	3 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備	100%
	4 人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策	100%
(4) 市田川流域大規模浸水対策計画の推進	5 市田川流域大規模浸水対策計画の推進	100%

④被害発生を防ぎ、一刻も早く浸水を解消させるための排水施設の運用

(1) 達成事項・得られた成果

定期的な排水施設の点検・維持管理や排水訓練、洪水前の関係機関との情報交換による排水ポンプ車配備等が定着するなど、排水施設の機能維持・運用に必要な基盤整備が94%達成できた状況にある。

A) 定期的な排水訓練の実施、排水施設点検・維持管理が定着

▼排水機場、水門、樋門の維持管理、定期点検が定着（図-12） ▼定期的な排水ポンプ車配置訓練の実施が定着（図-13）

B) 洪水前の排水ポンプ車等の配備が定着

▼洪水前のテレビ会議等による排水ポンプ車配備が定着 ▼可搬式ポンプの配備が充実



図-12 排水施設の定期点検の状況
（市田川水門）



図-13 排水ポンプ車配置訓練の実施状況

(2) 残された課題

関係機関で効率的に現況施設や保有資機材を情報共有し、流域全体で排水機能の最大化を図ることが必要である。また、大規模氾濫時の浸水被害で想定される事象も見据えた排水活動の検討・運用を移行していくことも必要である。

※達成度の算定方法：＝（取組対象の機関の内、取組を実施した・実施中の機関数）／（取組対象の機関数）

A) 現況施設、保有資機材の情報共有が一部地域で定着

▼現況施設、保有資機材の流域全体での情報共有による排水機能の最大化が必要

B) 大規模氾濫を踏まえた排水活動への移行

▼排水施設の点検・維持管理の継続、耐水化（図-14）の拡充による機能維持が必要 ▼排水訓練の継続や検証と改善が必要



図-14 排水施設の耐水化（耐水壁の設置）

（3）取組項目とその達成度

小項目	取組項目内容	達成度
①排水施設、排水機材の運用方法の改善	54 現況施設、保有資機材の情報共有	57%
	55 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した熊野川下流部排水計画（案）を作成	100%
	56 水門、樋門等の自動化	100%
	57 水門、樋門、排水施設の整備、点検、維持管理の実施	100%
	58 排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	100%
	59 排水施設の耐水化	100%
	60 排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備	100%
	61 浸水軽減地区の指定検討	—

※－：取組対象機関なし

⑤被災後の迅速な復旧・復興の実現

災害廃棄物処理計画が、和歌山県・三重県にて H27 年度に策定（三重県では令和元年度に改定）されるなど、迅速な復旧・復興に資する基盤整備が 50%達成した状況である。

（1）達成事項・得られた成果

A) 災害廃棄物処理計画の策定・改定が完了

▼和歌山県、三重県にて、災害廃棄物処理計画の策定・改定を完了（図-15）



図-15 災害廃棄物処理計画の策定・改定

（2）残された課題

発災時の被災者支援の検討に加え、被災後の早期復旧に資する関係機関との連携強化も必要である。

A) 地域防災計画の被災者支援が未達

B) 被災後の関係機関との連携強化が必要

▼発災時の被災者支援が必要 ▼被災後の早期復旧に資する関係機関との連携強化が必要

（3）取組項目とその達成度

小項目	取組項目内容	達成度
①早期復旧を実現するための被災後の対応	54 地域防災計画の被災者支援の検証（避難所生活、仮設・復興住宅及び避難所用地の確保等）	0%
	55 災害廃棄物処理計画の策定	100%

※達成度の算定方法：＝（取組対象の機関の内、取組を実施した・実施中の機関数）／（取組対象の機関数）

5. 減災のための目標

以下、令和7年度までの新たな目標（案）を記載

平成28年に設立した本協議会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の排水等の対策を協議会構成機関が連携して実施していくため、5年間で達成すべき目標及び目標達成に向けた5本柱を設定し、減災対策を推進してきた。これにより、水防災意識社会の再構築に資する基盤が充実してきた状況にあり、今後は、取組の継続・展開による強固な基盤形成・維持を図るとともに、これまでの取組を更に応用・発展させ、水害に強い防災・減災社会の実現を加速させることが重要である。

このため、令和7年度までに達成すべき目標を以下のとおり設定した。

【令和7年度までに達成すべき目標】

計画規模を上回る洪水による被災経験を踏まえて、いかなる洪水に対しても、一人一人が命を守る行動をとり、発生しうる被害を最小限に食い止めることとし、これまでの取組を更に応用・発展させ、水害に強く・社会経済活動の早期回復を可能とする

防災・減災社会の実現を加速させる。⇒基礎継続、応用、発展へ

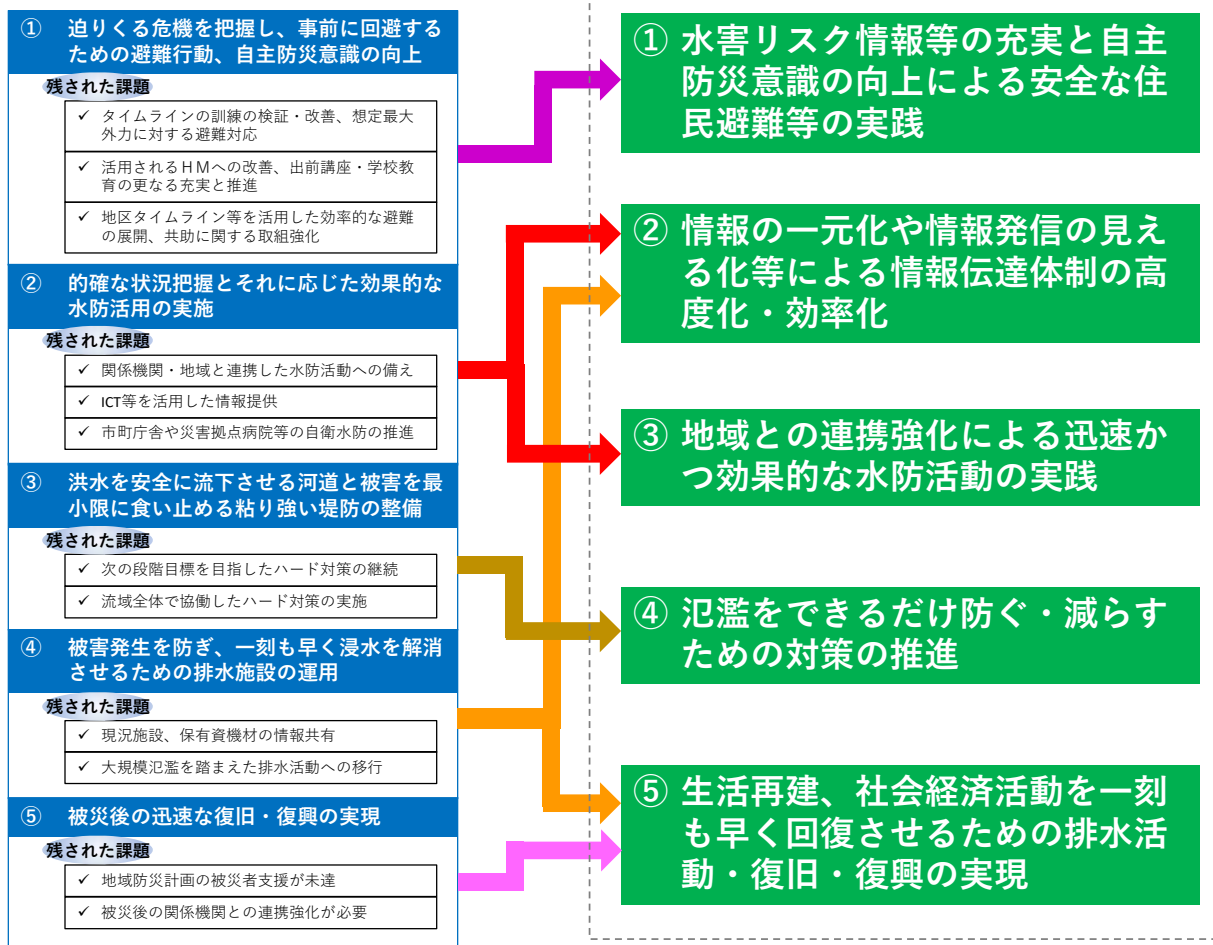
【目標達成に向けた5本柱の取組】

以下、新たな目標達成に必要な5本柱（案）の記載

上記の目標達成に向け、令和2年度までの取組による残された課題への対応を図りつつ、気候変動による影響、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の新しい技術の活用、感染症拡大防止への配慮等を踏まえて、以下の新たな5本柱を設定し、計画的に取組を推進する。

1. 水害リスク情報等の充実と自主防災意識の向上による安全な住民避難等の実践
2. 情報の一元化や情報発信の見える化等による情報伝達体制の高度化・効率化
3. 地域との連携強化による迅速かつ効果的な水防活動の実践
4. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策の推進
5. 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための排水活動・復旧・復興の実現

目標達成に向けた新しい5本柱



6. 概ね5年で実施する取組

以下、新たな取組項目（案）の記載

取組項目の設定に当たっては、目標達成に向けた新しい5本柱に基づき、残された課題に対応するための目標及び期待できる効果を設定の上、これまでの取組からの継続（基礎継続）や応用・発展へ移行させた取組項目を設定した。基礎継続・応用・発展の区分は、以下に示すとおりである。

- 基礎継続：これまでに実施してきた取組の継続（一部更新も含む）
- 応用：これまでに実施してきた取組を応用させた取組で、**具体的な取組内容が概ね定まっており、目標期間内に適宜進めていく取組**
- 発展：これまでに実施してきた取組を発展させた取組で、**具体的な取組内容は未定であり、検討、調整を経て、進めていく取組**

①水害リスク情報等の更なる充実と自主防災意識の向上による安全な住民避難等の実践

（１）目標と期待できる効果

洪水時の連携会議やタイムラインは、検証と改善を繰り返しながら、実効性を高めていくとともに、地域住民の防災意識レベルの移行や地域特性・感染症等を踏まえた適切な避難行動の実践を目標に、応用・発展的な取組項目を設定・推進することで、安全かつ主体的な住民避難を実現させる。

目標	A) 洪水時の連携やタイムライン等の実効性向上 B) 防災意識の認識レベルから行動・実践レベルへの移行 C) 地域特性を踏まえた水害リスク情報の充実と適切な避難行動の実践 D) 感染症等を踏まえた避難対応
期待できる効果	安全かつ主体的な住民避難の実現

（２）取組項目

各構成機関が実施する新たな5本柱の取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

【取組機関】取組項目（案）の実施・検討に努める機関であり必ずしも必須ではない
※（ ）は取組項目（案）を支援・協力する機関

残された課題	目標	取組項目（案）		目標時期	取組機関
		No	取組項目（案）		
タイムラインの訓練の検証・改善、想定最大外力に対する	洪水時の連携やタイムライン等の実効性向上	1	【基礎継続】洪水時の河川管理者と関係市町村との連携の検証と改善	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 三重県 紀宝町 熊野市

避難対応					(気象台) 近畿地整
		2	【応用】タイムラインの検証と改善 及び各機関のタイムラインの共有	継続的に 実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 近畿地整
		3	【応用】大規模水害に対する広域的 な避難対策の検証	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市 北山村 熊野市 (近畿地整)
活用されるHMへの改善、出前講座・学校教育の更なる充実と推進	防災意識の認識 レベルから行 動・実践レベル への移行	4	【応用】水害リスク情報の充実（水 害リスク空白域の解消、内外水一 体・多段階型浸水想定等）・周知	継続的に 実施	和歌山県 新宮市 三重県 近畿地整
		5	【応用】水害リスク情報を活用した 水害ハザードマップの作成（更新）・ 周知	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市 北山村 (三重県) 紀宝町 熊野市 (近畿地整)
		6	【基礎継続】不動産関連業者に対し、 水害リスク情報の更なる充実と情報 提供	継続的に 実施	和歌山県 三重県 近畿地整
		7	【基礎継続】防災意識の向上に資す る出前講座や水災害教育等の推進	継続的に 実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 (三重県) 紀宝町 熊野市 (気象台) 近畿地整
地区タイムラ イン等を活用 した効率的な 避難の展開、 共助に関する 取組強化	地域特性を踏ま えた適切な避難 行動の実践	8	【基礎継続】平時からの適切な避難 行動に資する取組の推進	継続的に 実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 紀宝町 熊野市 (近畿地整)
		9	【基礎継続】要配慮者利用施設にお ける避難確保計画の作成促進や避難 の実効性確保に資する取組の推進	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市

					(三重県) 紀宝町 (近畿地整)
		10	【基礎継続】 共助に関する取組事例 の共有、取組強化	継続的に 実施	新宮市 田辺市 北山村 紀宝町 熊野市 (近畿地整)
		11	【応用】 コミュニティタイムライン やマイタイムラインの普及・促進	継続的に 実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 (気象台) 近畿地整
		12	【発展】SNS 等を活用したリスクコ ミュニケーションの検討	継続的に 実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 気象台 近畿地整
—	感染症等を踏ま えた避難対応	13	【応用】 感染症拡大防止等を考慮し た避難施設（民間施設等を活用した 緊急的な避難先を含む）の充実	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市 北山村 (三重県) 紀宝町 熊野市 (近畿地整)
		14	【応用】 感染症拡大防止を考慮した 防災行動計画や避難計画等の更新と 訓練の実施	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市 北山村 (三重県) 紀宝町 熊野市 (近畿地整)

②情報の一元化や情報発信の見える化等による情報伝達体制の高度化・効率化

(1) 目標と期待できる効果

施設整備の更なる充実や新技術の積極的な活用による情報伝達体制の高度化・効率化を目指す。また、受け手にわかりやすい情報を発信することで、リスク情報への関心や認知度の向上を実現させる。

目標	A) 施設整備、情報伝達体制の高度化・効率化 B) 受け手に分かりやすい情報の発信
期待できる効果	リスク情報への関心や認知度の向上

(2) 取組項目

各構成機関が実施する新たな5本柱の取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

【取組機関】取組項目（案）の実施・検討に努める機関であり必ずしも必須ではない
※（ ）は取組項目（案）を支援・協力する機関

残された課題	目標	取組項目（案）		目標時期	取組機関
		No	取組項目（案）		
ICT等を活用した情報提供・ 現況施設、保有資機材の情報共有	施設整備、情報伝達体制の高度化・効率化	15	【基礎継続】ICT等を活用した効果的な情報提供の継続・推進	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 気象台 近畿地整
		16	【基礎継続】避難行動、水防活動に繋がる観測施設（水位計、雨量計、河川監視用カメラ）等の整備・配信	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 近畿地整
		17	【応用】各管理者の情報を効果的に配信できる仕組みの必要性の確認と構築	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 気象台 近畿地整 (電源開発) (関西電力) (JR西日本)

		18	【応用】雨量・水位・ダム放流情報等の一元化の検討	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 気象台 近畿地整 (電源開発) (関西電力)
		19	【応用】ダムからの放流の影響や放流見込み等の情報提供の検討	継続的に実施	和歌山県 三重県 近畿地整 (電源開発) (関西電力)
		20	【応用】洪水予測の周知・活用と予測技術の向上（水位予測、氾濫予測、長時間予測等）	継続的に実施	和歌山県 三重県 気象台 近畿地整
		21	【応用】鉄道事業者との連携による社会経済被害最小化に繋げる検討及び実践	継続的に実施	(新宮市) (紀宝町) 近畿地整 (JR 西日本)
	受け手に分かりやすい情報の発信	22	【応用】メディアとの連携による避難に資する河川情報提供の検討及び実践	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 気象台 近畿地整 (電源開発) (関西電力)
		23	【発展】リスク情報や治水事業効果の見える化	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 (気象台) 近畿地整

③地域との連携強化による迅速かつ効果的な水防活動の実践

(1) 目標と期待できる効果

関係機関や地域の消防団、住民との連携・協働による水防活動の強化や庁舎・病院等の重要拠点における自衛水防の更なる推進を目指すことで、地域の水防技術や自主防災力の更なる向上に繋げる。

目標	A) 関係機関・地域との連携・協働による水防活動の強化 B) 重要拠点における自衛水防の更なる推進
期待できる効果	地域の水防技術や自主防災力の向上

(2) 取組項目

各構成機関が実施する新たな5本柱の取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

【取組機関】取組項目（案）の実施・検討に努める機関であり必ずしも必須ではない
※（ ）は取組項目（案）を支援・協力する機関

残された課題	目標	取組項目（案）		目標時期	取組機関
		No	取組項目（案）		
関係機関・地域と連携した水防活動への備え	関係機関・地域との連携・協働による水防活動の強化	24	【基礎継続】消防団等への連絡体制の定期的な確認と伝達訓練の実施	継続的に実施	新宮市 田辺市 北山村 紀宝町 熊野市 気象台 近畿地整
		25	【基礎継続】必要な水防資機材の配備	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 近畿地整
		26	【基礎継続】関係機関と連携した実働水防演習の実施・継続	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市 気象台 近畿地整
		27	【基礎継続】消防団等の避難場所の確保	継続的に実施	新宮市 紀宝町 熊野市

		28	【基礎継続】水防協力団体の募集・指定を促進	継続的に実施	新宮市 田辺市 北山村 紀宝町 熊野市
		29	【基礎継続】消防団や地域住民が参加した重要水防箇所及び水防資材の共同点検の実施	継続的に実施	新宮市 田辺市 北山村 紀宝町 熊野市 近畿地整
市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進	重要拠点における自衛水防の更なる推進	30	【基礎継続】庁舎、災害拠点病院等に関する水害リスク情報の共有	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 紀宝町
		31	【応用】大規模水災害発生時の庁舎等の機能維持及び重要資機材への影響の確認と有効な対策の実施	継続的に実施	紀宝町 近畿地整

④氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策の推進

(1) 目標と期待できる効果

気候変動による影響を踏まえた段階的な治水安全度の向上と浸水被害軽減及び流域全体での治水対策の推進を目標とすることで、関係機関の協働による水災害の軽減に繋げる。

目標	A) 気候変動による影響を踏まえた段階的な治水安全度の向上と浸水被害軽減 B) 流域全体で協働した治水対策の推進
期待できる効果	関係機関の協働による浸水被害の防止・軽減

(2) 取組項目

各構成機関が実施する新たな5本柱の取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

【取組機関】取組項目（案）の実施・検討に努める機関であり必ずしも必須ではない
※（ ）は取組項目（案）を支援・協力する機関

残された課題	目標	取組項目（案）		目標 時期	取組機関
		No	取組項目（案）		
次の段階目標 を目指したハ ード対策の継 続	気候変動による 影響を踏まえた 段階的な治水安 全度の向上と浸 水被害軽減	32	【基礎継続】河道掘削・低水護岸整備・堤防整備等の継続	継続的に 実施	和歌山県 田辺市 三重県 近畿地整
		33	【発展】粘り強い堤防整備等の危機管理型ハード対策の検討・実施	継続的に 実施	三重県 近畿地整
		34	【基礎継続】市田川流域大規模浸水対策など内水対策（ハード対策）の実施	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 紀宝町 (近畿地整)
流域全体で協 働したハード 対策の実施	流域全体で協働 した治水対策の 推進	35	【基礎継続】砂防事業の継続	継続的に 実施	和歌山県 三重県
		36	【応用】利水ダム事前放流の実施や流域での雨水貯留機能の向上	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市 北山村 (三重県) 紀宝町 熊野市 (近畿地整) (電源開発) (関西電力)
—	ハード対策による水防活動の支援	37	【応用】水防拠点・河川防災ステーションの検討・調整及び整備の実施	継続的に 実施	近畿地整
		38	【応用】水防資機材の搬入路の検討及び整備の実施	継続的に 実施	和歌山県 新宮市 田辺市

					北山村 三重県 紀宝町 熊野市 近畿地整
--	--	--	--	--	----------------------------------

⑤生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための排水活動・復旧・復興の実現

(1) 目標と期待できる効果

大規模氾濫時における排水施設の機能維持の強化と確実な運用の実践、被災者支援の実施促進を目標とした取組を継続・推進する。また、地域全体での連携した復旧・復興の実現を目標に、応用的な取組項目を設定・推進することで、被災後の生活再建、社会経済活動への早期回復に繋げる。

目標	A) 排水施設の機能維持の強化と確実な運用の実践 B) 地域全体での連携した復旧・復興の実現 C) 被災者支援の実施促進
期待できる効果	被災後の生活再建、社会経済活動への早期回復

(2) 取組項目

各構成機関が実施する新たな5本柱の取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

【取組機関】取組項目（案）の実施・検討に努める機関であり必ずしも必須ではない
※（ ）は取組項目（案）を支援・協力する機関

残された課題	目標	取組項目（案）		目標時期	取組機関
		No	取組項目（案）		
大規模氾濫を踏まえた排水活動への移行	排水施設の機能維持の強化と確実な運用の実践	39	【基礎継続】排水施設の確実かつ的確な運用に資する施設整備・維持管理	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 三重県 紀宝町 近畿地整
		40	【基礎継続】排水訓練の継続及び検証、改善	継続的に実施	新宮市 田辺市 北山村 紀宝町 近畿地整
被災後の関係機関との連携強化	地域全体での連携した復旧・復興の実現	41	【基礎継続】災害廃棄物処理計画の策定・改定	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町 熊野市
		42	【応用】災害復旧のための自衛隊・水防団・報道機関との連携強化に資する取組	継続的に実施	和歌山県 新宮市 田辺市 北山村 三重県 紀宝町

					熊野市 気象台 近畿地整
		43	【応用】水害対応版 BCP 作成、企業 に対する作成支援	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市 北山村 (三重県) 紀宝町 熊野市 (近畿地整)
地域防災計画 の被災者支援	被災者支援の実 施促進	44	【基礎継続】地域防災計画の被災者 支援の検証（避難所生活、仮設・復 興住宅及び避難所用地の確保等）	継続的に 実施	(和歌山県) 新宮市 田辺市 (三重県) 熊野市 (近畿地整)

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

以下、フォローアップの考え方を一部見直し

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を別紙に示す取組項目一覧表において確認・共有し、必要に応じて取組項目や取組機関を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図ること、未実施機関への共有を図る等、流域全体で継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を、随時、収集したうえで、必要に応じて、本書の取組項目等を見直すこととする。